別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　565	同	ＪＡ　9565	」を削り、

「	MH　975	同	ＪＡ　975Ａ	」を
	MH　977	同	ＪＡ　977Ａ	
「	MH　975	同	ＪＡ　975Ａ	に改める。
	MH　976	同	ＪＡ　976Ａ	
	MH　977	同	ＪＡ　977Ａ	」

附　則

この告示は平成二十六年二月二十八日から施行する。

○東北地方整備局告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪一九〇番一から同村沼袋四九番四まで	一二・〇〇～八二・〇〇メートル	三・七三〇キロメートル	

四　指定する期日　平成二十六年二月二十七日

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	一九・七六～七一・六〇メートル	一八・三七一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	〇・〇〇～一八七・〇〇	一一・〇〇〇	
	後	A	一九・七六～七一・六〇	一八・三七一
		B	〇・〇〇～一八七・〇〇	一一・〇〇〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	上尾市大字小敷谷字天久保五六八番九から同市大字小敷谷字天久保五六九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所
〃	上尾市大字畔吉字東原一一五三番一から同市大字畔吉字本村九〇七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	上尾市大字領家字中一〇〇八番一から同市大字領家字中一〇〇五番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	桶川市大字川田谷字楽中六一二番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	桶川市大字川田谷字楽中六一五番一から同市大字川田谷字稲荷二八三番一から同市大字川田谷字稲荷二八九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年二月二十七日

○関東地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
稲敷市江戸崎字狸崎甲三八〇四番一から同市江戸崎字原乙四六二番三まで	前	四六・四〇～六〇・九〇メートル	〇・〇八〇キロメートル	
	後	三九・四〇～六一・五〇	〇・〇八〇	
稲敷市椎塚字波佐間七七一番地先から同市駒塚字東原八三三番一まで	前	四六・五〇～七四・八〇	〇・一六〇	
	後	四六・五〇～七八・八〇	〇・一六〇	
稲敷市椎塚字大久保一三六六番一から同市清水字神屋七九二番一まで	前	四一・八〇～七六・二〇	〇・三七〇	
	後	四一・八〇～八三・二〇	〇・三七〇	
千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一二六番一から同町松崎字溝向通一九六番一まで	前	三八・〇〇～二七三・〇〇	〇・五八〇	
	後	四〇・五〇～二九一・一〇	〇・五八〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号